

Title	保険契約解約返戻金請求権の法的性質とその差押え
Sub Title	Nature juridique du rachat d'assurance et en saisie
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Koichiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1993
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.66, No.1 (1993. 1) ,p.63- 78
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	米津昭子教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930128-0063

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

保険契約解約返戻金請求権の法的性質とその差押え

倉 沢 康 一 郎

- 一 問題の所在
- 二 生命保険契約における解約返戻金請求権の性質
- 三 差押債権者による解約権の行使
- 四 生命保険契約上の財産的価値の債権担保性——契約者貸付金請求権の利用
- 五 積立型傷害保険契約の特殊性

一 問題の所在

生命保険の中の生存保険契約および生死混合保険（養老保険）契約ならびに積立型傷害保険契約のような長期の、いわゆる積立型の保険契約にあっては、約款上、保険契約者に任意の契約解除権が認められており、そして、保険契約者が契約を解除した場合には保険者に対して一定の解約返戻金の支払を請求することができるものとされている。

この保険期間中（保険事故発生前または満期到来前）に保険契約者がもっている（条件付）解約返戻金請求権を保険契約者の債権者が差し押さえるということが、国税徴収法や民事執行法上の実務として行われている。ただし、解約返戻

金請求権は保険契約者による契約解除を条件として効力を発生するものであるから、債権者がこれを差し押さえたとしても、契約が解除されないかぎり具体的に第三債務者たる保険会社から取り立てることのできないものである。そこで、この場合に、右差押えの効果として債権者が保険契約者に代わり契約解除をすることができるかどうか問題になる。

一九九一年（平成三年）九月一五日の朝日新聞（九州版）は、社会面に三段ヌキで、「生命保険差し押さえ、佐賀税務署、滞納理由に解約し徴収」という見出しの記事を掲載している。その一部を抜粋すると、「佐賀税務所から税金の滞納処分として、生命保険を解約され払戻金を徴収された佐賀市内の商店経営者が一四日までに、同税務署長に対し、『最低の生活保障まで奪われた』として異議申し立てをした。税務署は『法的に問題はない』としている……経営者は負債約二千万円を抱えて、病気で入院を繰り返す生活。入院している時には『右契約にもとづく』一日当り一百万円の入院給付金が重要な収入源だった。……生命保険の解約後は入院していないが、今後は『たとえ入院した場合にも』入院給付金を受けられないことになり、一四年間の掛け金〔保険料〕計四五〇万円も掛け捨てになった。……経営者から相談を受けた佐賀市内の弁護士は、給付金の差し押さえを禁じた健康保険法六八条や民事執行法一五二条の趣旨から『生きていくのに必要な支給は、差し押さえてはならないはず』といっている。〔文中「」内は倉沢補〕という内容のものである。

一方、積立型傷害保険契約については、すでに、債権者が解約返戻金請求権を差し押さえることと、それによって契約を解除することとをともに認める下級審判例がいくつか出されている。それらの判例は、いずれも積立型傷害保険契約における解約返戻金請求権と生命保険契約におけるそれとをまったく同一視した上で判示しているところに特色がある。問題の契機として、ここでは昭和五九年五月一八日の大阪地裁民事二二部判決⁽¹⁾をとりあげてみよう。

X（原告・被控訴人）は、訴外Aに対し貸金返還請求の訴えを提起して、これを認める確定判決をえた。この確定判

決にもとづき、XはAが契約を締結していた積立ファミリー交通傷害保険の保険者たるY保険会社（被告・控訴人）を第三債務者として、裁判所に対し債権の差押命令の申立をしたところ、裁判所は、AのY保険会社に対する右保険契約上の解約返戻金を、八八万七六一八円の限度で差し押さえる旨の差押命令を発した。そこでXは、Y保険会社に対して本件保険契約を解除する旨の意思表示をした上で、右解約の結果八八万七六一八円の解約返戻金請求権を取得したものと主張して、Y保険会社を相手どり取立金請求の訴えを提起した。

第一審たる大阪簡裁昭和五八年七月一五日判決は、Xの右請求を認容した。そこでY保険会社は、「生命保険契約を解約するか否かは、保険契約者の自由意思に委ねられるべきである。しかも、本件保険契約は積立ファミリー交通傷害保険契約であり、その被保険者には保険契約者のほかその配偶者、同居の親族等も含まれるのであって、本件保険契約が解約されるとこれらの者の利害にも重大な影響を与える。それゆえ、本件保険契約の解約権は、差押債権者が行使することは許されず、債権者代位の目的にもなりえないものというべきである。」と主張して、Xによる契約解除の効力を争い、控訴した。

これに対して、控訴審である大阪地裁の前掲判決は、以下のように判示して、Y保険会社の控訴を棄却した。

「解約返戻金支払請求権は、……一定額の金銭の給付を目的とする財産的権利であり、しかも、民事執行法一五二条の差押禁止債権ともされていない。したがって、それが、保険契約の解約によって具体的な権利として存在するに至った場合に差押えが許されることはいうまでもないが、保険契約の解約前においても、解約を条件とする条件付権利として存在し、その内容もその時々において特定しうるものであるから、その差押えもまた許されるものというべきである。」

そして、金銭の支払いを目的とする権利を差し押えた債権者は、債務者に対して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、その差し押えた債権について取立権を取得し、右債権の取立てのため、債務者の有する権利を、

右取立の目的の範囲内において、かつ、右権利の性質に反しない限りにおいて、行使することができるのであるから、債権者が生命保険契約解約前の解約返戻金支払請求権を差し押えこれについて取立権を取得したときは、この解約返戻金支払請求権を具体化せしめて取り立てるため解約権を行使して生命保険契約を解約することができるものと解すべきである。

…確かに、生命保険制度は、将来の保険事故の発生による生活の経済的不安定に対処し、その不安定の除去、軽減のための備蓄をするという趣旨を含んでいることは否定することができず、したがって、保険契約の存続についての保険契約者及びその被養者の利益を尊重することを要することはいうまでもないが、生命保険制度は、同時に、保険契約者の資産の運用のため利用される場合も多いのであり、また、生命保険契約により保険契約者や保険金受取人が取得する権利についてはその債権者の側において債権の担保として重大な利害を有するものであるから、生命保険制度を専ら保険契約者及びその被養者の保護の面からのみ考えるのは相当でない。…解約返戻金支払請求権の差押えが許される以上、これを取り立てるため差押債権者において解約権を行使することも許されるものと解するのが相当である。けだし、解約権は保険契約者の自由意思によりいつでも行使することができるものであり、しかも、その自由意思は身分法上のそのように一身専属的なものとして格別に尊重することを要するものとも認められず、また、解約返戻金支払請求権の差押えが許されるものとしておきながら、解約権の行使は許されず、保険契約者が後に解約権を行使するまで解約返戻金支払請求権の取立てを待つべきものであることは、結局、解約返戻金支払請求権の差押えを許した趣旨をほとんど無にするものだからである。」

要するに、本判決の立論の論理的な構造は、積立ファミリー交通傷害保険契約にあっては、約款上の保険契約者の権利として、解約権の行使を条件とする条件付解約返戻金支払請求権が存在しているということと、そしてこの条件付権利は債権者による差押えが許されるものであるということとを前提として、その差押えが許されるものである以

上、差押えの目的を達成するためには、取立権者に解約権行使が認められるべきものであるとするところにある。

たしかに、解約返戻金請求権の差押えが許されるということを前提とすれば、差押債権者が保険契約の解約権を行使することを認めないかぎり、その取立権の実効性は失われることになる。しかし、論理の順序としては、第三者である債権者が保険契約の解約権を行使することを認めるべきか否かの点の方が、先決問題であるのではないか。というのは、解約返戻金請求権は保険契約者の解約権行使を条件とする条件付権利すなわち期待権なのであるから、その差押えを認めるとすれば、それは期待権そのものとしてであって、差押債権者の取立権行使の対象もまた期待権それ自体であるはずだからである。そこで、もし条件を成就させる権利の行使をも認めなければ——ということとは、期待権とは別個の財産権である条件成就後の権利に対して取立権を行使することを認めるのでなければ——差押えの実効性が失われることになるものとすれば、そもそもそのような期待権の差押えを許すことの適否が問題になるべきはずである。結局、差押債権者にこの場合における保険契約の解約権の行使を認めるということは、条件付権利すなわち期待権として存在する権利につき、これを条件成就後の権利として差し押えることを許すことにはかならないが、もしそれが保険契約の効果（意思効果）として生ずる条件付権利であるとすれば、それを条件成就後の権利として差し押えることを許すということには、筆者は大きな疑問を感じる。

もちろん、長期のいわゆる積立型保険契約にあっては、保険料によって形成された資産につき保険契約者は持分的な権利をもっている。これが保険契約者の債権者にとって担保の機能を果たしうるものであることは、当然である。しかし、そのことと、保険契約そのものの解約権を差押債権者が行使しうるか否かということとは、本質的に別問題である。

(1) 判例時報一一三六号一四六頁。

二 生命保険契約における解約返戻金請求権の性質

前述した昭和五九年五月一八日の大阪地裁判決は、「積立ファミリー交通傷害保険」という商品名の（積立型）傷害保険契約に関する事件の裁判であるにもかかわらず、これを生命保険契約とまったく同一視して判断している。また学説上も、解約返戻金請求権の問題は、生命保険契約の効果に関するものとして論じられるのが一般的である。筆者は、（積立型）傷害保険契約と生命保険契約とはその構造を異にし、したがって、解約返戻金の機能および性質もそれぞれ異った面をもつものと考えているが、本稿では、まず生命保険契約における解約返戻金請求権の問題を考察した上で、最後に（積立型）傷害保険契約におけるその特殊性に言及することとする。

一般に生命保険とよばれている生死混合保険（いわゆる「養老保険」）にあつては、保険契約の目的は、被保険者の死亡という事実および（または）被保険者の一定時点における生存という事実を保険事故と定めて、それらの保険事故の発生を条件とする定額の保険金支払義務を負担するところにある。したがって、契約の主たる効果として、保険金受取人に条件付保険金請求権という期待権が発生するが、たとえこれを保険金受取人の債権者が差し押えたとしても、それは期待権そのものとして差し押えたことになるのであって、いくら取立権行使のためとはいえ、差し押権者が死亡事故または生存事故という条件を成就させることができようはずはない。つまり、生命保険契約上の権利つまり契約の効果として生ずる期待権を差し押えたといったところで、主たる効果としての条件付保険金請求権については、差し押えの目的物は期待権として機能するほかないものである。

問題になるのは、生命保険契約の付随的效果ないしは特殊な効果として生ずる権利が差し押権者に対して果たすべき機能であつて、解約返戻金請求権の差し押えはそのような問題の一還として現実に提起されたものであるといえるが、この点を解明するためには、生命保険契約における解約返戻金請求権の法的性質を考察することがどうしても必要で

ある。

「解約返戻金」については、保険業法施行規則一三条七号にその名称が出てくるだけで、法律上その内容に関する定めはない。これに対して、商法には、一定の法定免責事由・契約の失効・解除などによって保険者の保険金支払義務が消滅した場合につき、保険者が「被保険者ノ為メニ積立テタル金額」を保険契約者に払い戻すことを要する旨の定めがあり（商法六八〇条二項・六八〇条三項）、また保険業法には、「責任準備金」の積立てを強制する規定がある（保険業法八八条）。そして、その内容は、「保険料積立金」と「未經過保険料」とから成るものとされている（保険業法施行規則三〇条）。

これらの諸概念のうち、「未經過保険料」は、生命保険であると損害保険であるとを問わず、期間計算を行う以上当然に生ずるものであって、ここでは格別の検討を必要としない。これに対して、商法上の「被保険者ノ為メニ積立テタル金額」という概念および保険業法上の「保険料積立金」という概念は、ともに生命保険に特有のものである。そして、両者の関係については、『被保険者の為に積立てたる金額』の意味は個々の生命保険契約に於ける個々の保険年度に於ける経済的価格を意味し、此経済的価格は個々の保険年度末に於ける保険料積立金を以て表現せられるを常とする⁽²⁾ものと説かれている。つまり、「保険料積立金」とは保険団体ないしは保険会社の期間計算において計上されるべき数額であるが、それは、「被保険者ノ為メニ積立テタル金額」の期末における総額であるということであって、これを「被保険者ノ為メニ積立テタル金額」の側から見れば、それは、保険団体ないしは保険会社の「保険料積立金」に対する、各保険契約ごとの経済的な持分であるということになるわけである。

「保険料積立金」が責任準備金（の一部）として保険会社の貸借対照表の負債の側に計上されなければならない理由としては、「長期の生命保険にあっては、被保険者の年令の変化にともない各年度の死亡危険率は異り、従って保険料は毎年異なるはずであるが、便宜上毎年同じ額に平均した保険料を徴収しているため、いわば後年度のために先払いさ

れている部分があること、前事業年度迄の責任準備金及び当該年度に収受した保険料が一定の利率で利殖されること
 が予定されること、及び養老保険では満期生存に際して支払うべき保険金額が毎年保険料に計算されていること」⁽³⁾
 の諸点があげられている。そして、それに対する各保険契約ごとの経済的な持分である「被保険者ノ為メニ積立テタル金額」が、一定の場合には保険契約者に払い戻されなければならないものとされる理由としては、そのような場合に保険者が何らの支払いをなさないことは「保険者カ不当ノ利得ヲ受クルニ外ナラス 生命保険ハ損害保険ト異ナリテ臆数的計算ニ基ツク貯金ノ性質ヲ有スルヲ以テナリ」⁽⁴⁾とされている。

「被保険者ノ為メニ積立テタル金額」を一定の場合に払い戻さなければ、それが保険会社の不当利得になるということは、その部分については「法律上ノ原因」(民法七〇三条)すなわちカウザを欠くということを意味する。すなわち、保険料積立金に対する各保険契約ごとの持分は、単に保険団体の計算上の観念であるにとどまらず、個々の保険契約者にとって、固有の財産的価値を有するものとしてとらえられているというのである⁽⁵⁾。

解約返戻金はこのような保険料積立金に対する保険契約者の持分から約款上定められた費用などの相当額を控除したものであり、その請求権の實質は、固有財産の返還請求権である。したがって、保険契約者の債権者がこれを債権確保のために利用すること自体は、当然にありえてよいものといえることができる。

ただ、問題になるのは、その利用の方法ないしは実際上の可能性の点である。というのは、解約返戻金請求権は生命保険契約の目的からすれば付随的ないしは特殊な効果であり、これを保険契約者の債権者がその債権確保のために利用することによって、契約の主たる効果をも排除することになるとすれば、それは目的を超えた手段を認めるといふことになりはしないか、という疑問がのこるからである。たしかに、実質的には、各保険契約者は保険料積立金に対して持分をもっているものといえるが、しかし、その保険料積立金は、保険事故が発生した場合における保険者の保険金支払義務の履行——この点については死亡保険金であろうと生存保険金であろうと同じである——に充当され

ることを本来の目的とする資金であって、保険契約者は、保険金請求権とは別個にその持分の返還請求権をもつというものではない。いかえれば、保険事故が発生した場合には、保険契約者は契約の目的たる保険金請求権を行使することができるだけであって、その上になお契約の終了にともなう持分の返還請求権を行使することができるというものではないのである。この点で、生命保険は「臆数的計算ニ基ツク貯金ノ性質ヲ有スル」ということは、生存保険金のミクロ経済的な機能の比喩的表現にとどまるものといえる。そして、まさにその点こそが、生命保険契約と積立型傷害保険契約との、法律上の基本的な相違点なのである（後述）。

- (2) 三浦義道・改正保険業法解説一二五頁（傍点は倉沢）。
- (3) 大森忠夫・保険法三六九頁。
- (4) 商法修正案参考書三六二頁以下。
- (5) 藤田友敬「保険金受取人の法的地位（二）」法学協会雑誌一〇九卷五号一〇九頁以下参照。

三 差押債権者による解約権の行使

昭和五九年の大阪地裁判決は、生命保険契約者の解約権の一身専属権性を否定し、そのことを理由の一つとして差押債権者による解約権の行使を認めている。⁽⁶⁾

たしかに、生命保険契約者の解約権は、社会保障給付を受ける権利のような意味での一身専属権たる性質を固有にもつものではない。しかし、問題は、解約権そのものの性質論にあるのではなくて、解約返戻金請求権を差し押えた差押債権者による保険契約の解約の可否・当否という、具体的な点にあるのである。⁽⁷⁾

解約権は形成権であって、それ自体が財産的価値を内包するものではないから、これを差し押えることはできない。⁽⁸⁾そこで、右判決は、解約返戻金請求権を差し押えた債権者が取得した取立権にもとづいて、解約権の行使が可能であ

るものとする。しかしながら、すでに述べたように、本件において債権者が差し押えたものは条件付解約返戻金請求権という期待権であって、決して解約後の具体的な解約返戻金請求権ではない。それにもかかわらず、その取立権にもとづいて解約権の行使が可能であるものとするれば、債権者は結局解約後の具体的な解約返戻金請求権を——保険契約者が解約していないのに——差し押えたことと同一の効果をえてしまう。

期待権を差し押えてその取立権をえた者は、その期待権そのものに対して取立権を行使するのが本来であろう。ところが、その点について右判決は、「債権者が生命保険契約解約前の解約返戻金支払請求権を差し押えこれについて取立権を取得したときは、この解約返戻金支払請求権を具体化せしめて取り立てるため解約権を行使して生命保険契約を解約することができるものと解すべきである。」と判示し、その理由として、「解約返戻金支払請求権の差押えが許されるものとしておきながら、解約権の行使は許されず、保険契約者が後に解約権を行使するまで解約返戻金支払請求権の取立を待つべきであるとするのは、結局、解約返戻金支払請求権の差押えを許した趣旨をほとんど無にするものだからである。」と述べる。

期待権を期待権として差し押えることを許した場合に、その差押えの目的物が期待権であり続けることは、決してその「差押えを許した趣旨をほとんど無にする」ことにはならない。結局、右判決の理由中に述べられていることは、裁判所が、解約前の解約返戻金請求権を差し押えることによって、差押請求権が具体的な解約返戻金に対する取立権を取得したものと解していることを示している。これは、差押えの目的物の混同をあらわすものにはかならない。

もし、右判決の説示が、この場合における解約前の解約返戻金請求権という期待権の差押えは、差押制度の目的・機能の上で、解約後の具体的な解約返戻金請求権の差押えと同一の効果をもたらさなければならないという趣旨を表わすものであるとすれば、そのときには、あらためて解約前の解約返戻金請求権を差し押えることの可否・当否が問題になってくる。というのは、一般的に期待権の差押えが可能であるとしても、解約前の条件付解約返戻金請求権は、

それ自身が独立の契約上の権利であるのではなくて、保険契約上の主たる権利である保険金請求権に付随する特殊の権利であり、⁽⁹⁾ 保険金請求権と離れて、保険関係の当事者以外の第三者に帰属するということのありえないものだからである。

解約権は、解約返戻金請求権の側からこれを見れば、条件を成就させる事実の契機であるにすぎない。しかしながら、保険契約者の側からこれを見れば、保険契約上の権利のすべてを将来に向けて消滅せしめうる形成権である。そして、その権利の中で主たるものは、差押えの対象ではない保険金請求権なのである。解約返戻金請求権を差し押えた債権者が、その取立権にもとづいて保険契約上の権利のすべてを消滅せしめうるとすることには、理由も妥当性もないものと筆者には思える。

(6) この点についての賛成評釈——石田満・判例評論三六二号五二頁。

(7) 山下友信「保険契約の解約返戻金請求権と民事執行・債権者代位請求」金融法務事情一一五七号六頁以下。

(8) 山下・前掲八頁。

(9) 志田惣一「生命保険契約における解約の法的性質」中村真澄Ⅱ金沢理還歴記念・現代保険法海商法の諸相Ⅱ巻六九二頁。

四 生命保険契約上の財産的価値の債権担保性——契約者貸付金請求権の利用

すでに見てきたように、生命保険の保険契約者は保険料積立金に対して実質的な持分を有するものであり、その意味で、保険事故の発生以前においてすでに生命保険契約上には具体的な財産的価値が形成されているものといえることができる。したがって、これを保険契約者に対する債権の担保として機能させるといふことは、当然に考えられてよいはずである。

現在の実務にあっては、右の機能を果たすための手段として解約返戻金請求権の差押えを許すということが行われ

ているが、前節で検討したとおり、解約返戻金請求権の差押えを許し、その取立権にもとづいて差押債権者に解約権の行使を認めると、保険契約者の意に反して保険契約そのものが失効するという点で、問題を生ぜしめるわけである。保険事故発生前において生命保険契約上に形成されている財産的価値の法形式としては、解約返戻金請求権のほか、契約者配当請求権と契約者貸付請求権とがある。この二種の権利は、ともにこれを行使しても保険契約の効力には直接に影響を及ぼさないという特色をもっている。ただ、契約者配当請求権は、保険事業を運営する際に予定された費用の額または割合に対して剰余金が生じたときのみ発生するものであって、本来浮動的なものであると同時に、保険契約者の有する財産的価値そのものの法形式であるわけではない（したがって、相対的に少額たるにとどまる）。その点で、これを差し押えたとしても、債権担保の機能としては不十分ないしは不適當である。そこで、検討の対象となりうるのは、契約者貸付請求権を債権担保のために利用することの可否および当否の点である。

契約者貸付請求権は、解約返戻金の額を限度とする保険契約者の一方的な権利であって、貸付を受けた保険契約者には強制的な弁済義務はなく、ただ、貸付金の元利合計額が解約返戻金の額を超えた場合には、保険契約が失効するという内容のものである。⁽¹⁰⁾ わが国では、商法上これに関する何らの規定もなく、約款の規定を根拠とするものであるが、一九八一年改正前のフランス保険法典L一三二—二二条二項（一九三〇年七月一三日法七七条二項）は、明文の規定をもって、「契約者貸付（Des avances）は、保険者により、被保険者（Assuré）に対してなされることができ。」と定めていた。

この旧フランス保険法典L一三二—二二条二項の規定は、保険者が被保険者の請求により解約返戻金を支払うことを義務的なものと定める同条一項の規定に続くものであり、さらに、同条三項は解約返戻金および契約者貸付の額とともに「解約返戻金額」（prix du rachat）と称している。一九八一年の改正法はL一三二—二二条を全面的に改正したが、それは条件の開示等実務の改良を目的とするものであって、何ら実質を変更するものではない。⁽¹¹⁾ そして、アン

ドレ・ベッソンは、この契約者貸付の機能と意義について、「解約返戻金は、被保険者が保険料積立金に対する自己の持分 (une part importante de sa provision) に相当する金額をただちに手に入れることを可能とするものであるが、被保険者にとって契約を確定的に終了せしめるといふ不利益をもたらすことになるし、また保険者にとってもその資産の安定性を危うくするという点でその利益をそこないうるものである。それゆえ、ずっと以前から、両当事者にとってより有利なシステムが実務上考えられてきた。すなわち、それが契約者貸付 (les avances sur police) であり、それは、被保険者に対して数理上の保険料積立金から支払われるべき金銭を前渡し (une avance) することを、保険者が受け容れるという取引 (opération) である。」と述べる。⁽¹²⁾要するに、契約者貸付につき明文の規定を置くフランス保険法典の下において、少なくとも経済的価値の点では、契約者貸付と解約返戻金とは同等のものないしは代替性をもつものとしてとらえられているわけである。

契約者貸付の法的性質については学説上多岐にわたる見解の対立があるが、その主たるものは消費貸借説と解約返戻金前払説とであることができるであろう。⁽¹³⁾しかし、契約者貸付の法的性質を消費貸借ととらえたとしても、また解約返戻金の前払ととらえたとしても、いずれもそれを十分に説明しつくすことはできないものといわざるをえない。すなわち、契約者貸付金の交付を受けた場合においても保険契約の効力は消滅せず、保険契約者は貸付を受けた額および利息額にあたる金銭を返還すれば契約の効果を享受することができること、しかも利息の約定が適法と解されることという点においては、これはあきらかに解約返戻金の前払とは異なり、消費貸借と性質を同じくする。他面、交付を受けた保険契約者に返済義務がなく、もし実際に返済がなされなかった場合にはその元利金が保険金または解約返戻金と差引計算されるという点は、それが実質的には解約返戻金の前払であることを根拠とするものである。そこで、保険契約者の債権者が契約者貸付請求権を差し押える場合を考えてみると、それが債権担保の機能を果たすのは解約返戻金の前払たる実質を有することにもとづくものといえる。いいかえれば、経済的価値の点では、契約

者貸付請求権の差押えは解約返戻金請求権の差押えと同一なのである。これに対して、契約者貸付請求権が差し押えられ、その取立権にもとづき保険者から交付された貸付金が債務の弁済に充当されてしまった場合においても、保険契約者は、契約者貸付の消費貸借的な性質にもとづき、保険期間中いつでも貸付金の元金の全部または一部を保険者に返済することができる。

もちろん、差し押えられ、取り立てられた貸付金の元利合計額が解約返戻金の額を超えた場合において、保険契約者が所定の期間内に返済ができなかったときは、約款の規定にもとづき保険契約は失効することになる。しかし、結果的には解約の場合と同様に契約が失効するとしても、この場合の保険契約の失効は、保険契約者の返済権限の不行使を原因とするものであって、第三者の解約権行使を原因とするものとは本質的に異なる。すなわち、解約返戻金請求権を差し押えた債権者が、その取立権にもとづいて保険契約を解約しうるものとした場合には、保険契約者に契約の効力を維持するための対抗手段がまったくありえないことになるのに対して、契約者貸付請求権を差し押えた債権者が、その取立権にもとづいて保険者から貸付金の交付を受け、これを弁済に充当した場合には、たとえその額が解約返戻金の額を超えたときであっても、保険契約者に契約の効力を維持する可能性はこのころのである。

(10) 詳細については、拙稿「保険契約者貸付」ジュリスト七六号五五頁以下を参照されたい。

(11) 岩崎稜(監訳)・フランス保険法典Ⅰ一九頁。

(12) Besson, A. — *Les assurances terrestres de M. Picard et A. Besson*, t. I, 5. éd., 1982, n° 497.

(13) 拙稿・前掲五六頁以下。

五 積立型傷害保険契約の特殊性

昭和五九年の大阪地裁判決は、生命保険契約に関する事件を対象とするものではなくて、いわゆる積立型傷害保険

契約に関するものである。

一般に生命保険と称ばれている養老保険すなわち生死混合保険において、満期に支払われる金額は、生存保険の保険事故発生によって給付される保険金である。したがって、生存保険にあつては、生存事故の発生率にもとづく平準保険料率に従つて保険料が払い込まれ、それが保険数理にもとづく保険料積立金を形成している。決して、保険料として払い込まれた金額がそのまま積み立てられているわけではない。なぜなら、養老保険において生存保険金給付を受けた者は、常に必らず死亡保険の保険金給付を受けることがなく、死亡保険料につき俗にいう「掛け捨て」になっている反面、死亡保険金給付を受けた者は、常に必らず生存保険の保険金給付を受けることがなく、生存保険料につき「掛け捨て」になっているからである。

これに対して、積立型傷害保険において満期に支払われる金額は、いかなる意味においても保険金ではない。すなわち、養老保険が生存保険契約と死亡保険契約という二つの相異なる種類の保険契約をパッケージした商品であるのに対して、積立型傷害保険は、傷害保険契約と金銭消費寄託契約ないしは金銭信託契約という二つの相異なる性質の契約をパッケージした商品であり、満期において支払われる金額は寄託金ないしは信託金の払戻である。したがって、積立型傷害保険において保険契約者が保険料という名称で一括して払い込む金額の中には、傷害保険料の部分と寄託金ないしは信託金の部分とが含まれており、それが一体的に保険数理にもとづく保険料積立金を形成するということがありえないのである。

そこで、解約返戻金請求権の差押えといつても、積立型傷害保険にあつては、それは生命保険におけるそれと同一の問題状況を生ずるものではなくて、むしろ、任意解約権付きの定期預金または金銭信託における払戻請求権の差押えと同一の問題状況を生ずるものであるといわなければならない。

ただ、共通の問題を提起するのは、積立型傷害保険にあつても、二つの相異なる性質の契約が商品として一体化さ

れているために、当事者がどちらか一方の契約だけを解約することができず、したがって、金銭消費寄託契約ないしは金銭信託契約を解約しようとするれば、傷害保険契約の効力も消滅せざるをえないという点である。しかし、その点を問題にする場合にも、生命保険の解約返戻金請求権が保険契約の主たる効果に付随する効果であるのに対して、積立型傷害保険のそれは、まったく別個のものが商品設計上結びつけられているにすぎないということのみがしてはならない。